

訪問リハビリテーション 運営規定

（事業の目的）

第1条 この規定は医療法人社団為王会 尾形クリニックが設置する訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、事業所の円滑な運営を図るとともに、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリ」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条
- 1 事業所は要介護状態及び要支援状態と認定された要介護者及び要支援者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、利用者の居宅において、利用者の心身機能の回復を図ることを目的とした理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションの提供を行う。
 - 2 事業所は事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 事業所は、この事業運営を行うにあたっては、医師の指示に基づき適切な訪問リハビリの提供を行う。

（事業の名称及び所在地）

第4条 訪問リハビリを行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称： 医療法人社団 為王会 尾形クリニック
- (2) 所在地： 栃木県矢板市末広町 45 番地 3

（職員の職種）

第5条 訪問リハビリに勤務する職種は次の通りとする。

- (1) 医師
- (2) 理学療法士
- (3) 作業療法士
- (4) 言語聴覚士

（営業日及び営業時間等）

- 第6条
- 1 事業所の営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。
 - (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。
但し、国民の祝日、8月14日～15日、12月31日～1月3日を除く。
 - (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

(訪問リハビリの利用時間及び利用回数)

第7条 訪問リハビリの利用時間及び利用回数は、居宅サービス計画書に基づく当計画書に定めるものとする。

(訪問リハビリの内容)

第8条 訪問リハの内容は次のとおりとする。

- (1) 身体機能評価及びリハビリテーション計画書の作成と内容説明
- (2) 計画に沿った理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションの実施
- (3) 住宅改修の相談・助言
- (4) 補助具の相談・助言
- (5) その他日常生活等に関する相談・助言

(緊急時における対応方法)

- 第9条 1 訪問リハビリ実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

- 第10条 1 事業所は、基本利用料として介護保険料等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとする。(医療保険の場合は医療保険で定める額を利用者の負担率を乗じた金額を受け取るものとする) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問リハビリを利用する場合は、介護保険報酬告示上の額を介護保険負担割合にて徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の負担とする。
- 2 事業所の通常事業実施地域以外の居宅でサービスを希望する場合、交通費の額を利用者から受け取るものとする。

事業所からの距離	交通費金額
5 k m未満	5 0 0 円
5 k m以上 1 0 k m未満	1 0 0 0 円
1 0 k m以上 1 k m毎	1 0 0 円追加

(通常業務を実施する地域)

第11条 事業所が通常業務を行う地域は、矢板市、さくら市、塩谷町、那須烏山市、及び那須塩原市（一区・二区・三区）、大田原市（野崎、佐久山地区）とする。

(衛生管理等)

- 第12条 1 事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（相談・苦情対応）

- 第13条 1 事業所は、利用者からの相談・苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

（事故処理）

- 第14条 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置については記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

- 第15条 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第16条 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場

合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

- 第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(サービス利用にあたっての禁止事項)

- 第19条 利用者及びその家族、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合には、やむを得ずサービスを終了する場合がある。
- 1 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
 - 2 パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為
 - 3 サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で行うこと。また、SNS などに掲載すること。

(その他運営についての留意事項)

- 第20条 1 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次にあげる研修の機会を設け、また、事業体制を整備するものとする。
- (1) 採用後、3ヶ月以内の初任研修
 - (2) 年1回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間は保存しなければならない。
(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録は3年間、診療録は5年間保管とする。)

(附則)

この規定は平成12年4月1日から施行

令和6年6月1日一部改訂